

福岡県行政不服審査会運営規則の一部を改正する規則
福岡県行政不服審査会運営規則の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 6 日から施行する。

○ 福岡県行政不服審査会運営規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>様式第1号（第5条関係）（処分についての審査請求に係る諮問書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>福岡県行政不服審査会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">審 査 庁 名</p> <p style="text-align: center;">諮 問 書</p> <p>〇〇法（〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。</p> <p style="text-align: right;">担 当：〇〇 〇〇 連 絡 先：〇〇〇〇</p>	<p>様式第1号（第5条関係）（処分についての審査請求に係る諮問書）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>福岡県行政不服審査会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">審 査 庁 名 <u> ④ </u></p> <p style="text-align: center;">諮 問 書</p> <p>〇〇法（〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。</p> <p style="text-align: right;">担 当：〇〇 〇〇 連 絡 先：〇〇〇〇</p>

改 正 案

現 行

様式第1号の2（第5条関係）（不作為についての審査請求に係る諮問書）

番 号
年 月 日

福岡県行政不服審査会会長 殿

審 査 庁 名

諮 問 書

〇〇法（〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担 当：〇〇 〇〇
連 絡 先：〇〇〇〇

様式第1号の2（第5条関係）（不作為についての審査請求に係る諮問書）

番 号
年 月 日

福岡県行政不服審査会会長 殿

審 査 庁 名 ④

諮 問 書

〇〇法（〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担 当：〇〇 〇〇
連 絡 先：〇〇〇〇

改 正 案

様式第2号（第7条関係）（審査請求の取下げに伴う諮問の取下げ）

番 号
年 月 日

福岡県行政不服審査会会長 殿

審 査 庁 名

諮問の取下げについて

諮問（ 年 月 日番号）に係る審査請求事件について、別紙のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第27条の規定に基づく審査請求の取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

（別紙）

審査請求取下書（写し）

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

現 行

様式第2号（第7条関係）（審査請求の取下げに伴う諮問の取下げ）

番 号
年 月 日

福岡県行政不服審査会会長 殿

審 査 庁 名

諮問の取下げについて

諮問（ 年 月 日番号）に係る審査請求事件について、別紙のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第27条の規定に基づく審査請求の取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

（別紙）

審査請求取下書（写し）

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

改 正 案

現 行

様式第2号の2（第7条関係）（処分の取消し等に伴う諮問の取下げ）

様式第2号の2（第7条関係）（処分の取消し等に伴う諮問の取下げ）

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

福岡県行政不服審査会会長 殿

福岡県行政不服審査会会長 殿

審 査 庁 名

審 査 庁 名

諮問の取下げについて

諮問の取下げについて

諮問（ 年 月 日番号）に係る審査請求事件について、審査請求に係る処分の全部を取り消す〔注1〕こととしたので、当該諮問を取り下げます。

諮問（ 年 月 日番号）に係る審査請求事件について、審査請求に係る処分の全部を取り消す〔注1〕こととしたので、当該諮問を取り下げます。

担 当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇〇

担 当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇〇

〔注1〕 諮問取下理由が処分の全部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分の全部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

〔注1〕 諮問取下理由が処分の全部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分の全部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

〔事実上の行為の場合〕：「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃する」

〔事実上の行為の場合〕：「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃する」

〔申請を却下し、又は棄却する処分の場合〕：「審査請求に係る申請の全部を認容すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る申請の全部を認容する」

〔申請を却下し、又は棄却する処分の場合〕：「審査請求に係る申請の全部を認容すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る申請の全部を認容する」

〔不作為の場合〕：「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る処分を行う」

〔不作為の場合〕：「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る処分を行う」

〔注2〕 諮問の取下げが上記以外の理由による場合は、当該理由を簡潔に記載する。

〔注2〕 諮問の取下げが上記以外の理由による場合は、当該理由を簡潔に記載する。

改 正 案

様式第3号（第10条関係）（主張書面等の提出期限の通知）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 印

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（貴庁）は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおりその提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件
諮問番号：
事件名：

2 主張書面又は資料の提出期限等
(1) 提出期限
(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参又は郵送により当審査会に提出してください。
また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがありますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴庁）の意見と異なる場合があることを御承知おください。

根 当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

現 行

様式第3号（第10条関係）（主張書面等の提出期限の通知）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 印

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（貴庁）は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおりその提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件
諮問番号：
事件名：

2 主張書面又は資料の提出期限等
(1) 提出期限
(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参又は郵送により当審査会に提出してください。
また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがありますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

根 当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

改 正 案

様式第3号の2（第10条関係）（追加の主張書面等の提出期限の通知）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件については、年 月 日付け（記号）第 号により、主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出につき、その提出期限等を下記2のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：
事件名：

2 追加の主張書面又は資料の提出期限等

- (1) 提出期限
- (2) 改めて提出期限を定める理由
- (3) 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

また、提出された追加の主張書面又は資料は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴庁）の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

現 行

様式第3号の2（第10条関係）（追加の主張書面等の提出期限の通知）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件については、年 月 日付け（記号）第 号により、主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出につき、その提出期限等を下記2のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：
事件名：

2 追加の主張書面又は資料の提出期限等

- (1) 提出期限
- (2) 改めて提出期限を定める理由
- (3) 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

また、提出された追加の主張書面又は資料は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面又は資料に添付してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

改 正 案

現 行

様式第4号（第11条、第12条関係）（主張書面等の提出の求め）

様式第4号（第11条、第12条関係）（主張書面等の提出の求め）

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

様

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出の求めについて

主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出を求めます。

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出を求めます。

記

記

1 諮問事件
諮問番号：
事件名：

1 諮問事件
諮問番号：
事件名：

2 主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出期限等

2 主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

(1) 提出期限

(2) 提出を求める主張書面（補充の諮問説明書）又は資料及びその提出方法

(2) 提出を求める主張書面（補充の諮問説明書）又は資料及びその提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面（補充の諮問説明書、資料）を、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面（補充の諮問説明書、資料）を、持参又は郵送により当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面（補充の諮問説明書）又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面（補充の諮問説明書）又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴庁）の意見と異なる場合があることを御承知おください。

また、提出された主張書面（補充の諮問説明書）又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面（補充の諮問説明書）又は資料に添付してください。

担 当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇〇

担 当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇〇

改正案

現行

様式第5号（第11条、第13条関係）（口頭説明の求め）

様式第5号（第11条、第13条関係）（口頭説明の求め）

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

様

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

口頭説明の求めについて

口頭説明の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に出席してください（下記4の職員を出席させてください）。

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に出席してください（下記4の職員を出席させてください）。

記

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭説明を求める事項

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

4 出席を求める者

（※審査庁の場合のみ記載する。）

5 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名

（※会長若しくは部会長又は総会若しくは部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。）

6 留意事項

- ・ 陳述された意見の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・ 当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭説明を求める事項

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

4 出席を求める者

（※審査庁の場合のみ記載する。）

5 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名

（※会長若しくは部会長又は総会若しくは部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。）

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

改 正 案

様式第7号（第14条関係）（陳述依頼書）

番 号
年 月 日

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

陳述依頼書

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について、下記3の日時・場所に出席の上、陳述をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 陳述を求める事項

3 陳述日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

4 出席に要する経費の支給

旅費（又は交通費）

5 陳述を聴取する審査会委員の氏名

（※総会又は部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。）

6 留意事項

- ・ 陳述された意見の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・ 当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

現 行

様式第7号（第14条関係）（陳述依頼書）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 ㊟

陳述依頼書

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について、下記3の日時・場所に出席の上、陳述をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 陳述を求める事項

3 陳述日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

4 出席に要する経費の支給

旅費（又は交通費）

5 陳述を聴取する審査会委員の氏名

（※総会又は部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。）

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

改 正 案

現 行

様式第10号(第15条関係)(口頭意見陳述申立書)

様式第10号(第15条関係)(口頭意見陳述申立書)

口頭意見陳述申立書

口頭意見陳述申立書

年 月 日

年 月 日

福岡県行政不服審査会会長 殿

福岡県行政不服審査会会長 殿

住 所

住 所

氏 名(審査庁名)

氏 名(審査庁名)

電話番号

電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件(諮問事件)について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

下記1の審査請求に係る諮問事件(諮問事件)について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

記

1 審査請求(諮問事件)

1 審査請求(諮問事件)

(1) 審査請求年月日(諮問番号)

(1) 審査請求年月日(諮問番号)

(2) 審査庁名

(2) 審査庁名

(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称(諮問事件名)

(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称(諮問事件名)

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて諮問番号及び諮問事件名を記載する。

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 口頭意見陳述を希望する日時

2 口頭意見陳述を希望する日時

3 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

3 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定に基づく保佐人の同伴の許可申請

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(1) 保佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名及び職業

(2) 保佐人の住所、氏名及び職業

(記入の際の留意事項)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。

イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。

ウ 3は、審査請求人又は参加者が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

ウ 3は、審査請求人又は参加者が、保佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

改 正 案

様式第11号（第15条関係）（口頭意見陳述を実施する旨の通知）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 印

口頭意見陳述の実施について

年 月 日付をもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、
下記2のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

3 補佐人の同伴

許可する場合

次の補佐人を同伴することを許可します。

（補佐人氏名）

許可しない場合

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

4 留意事項

- ・ 陳述された意見の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・ 当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

（注）口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

現 行

様式第11号（第15条関係）（口頭意見陳述を実施する旨の通知）

番 号
年 月 日

様

福岡県行政不服審査会会長 印

口頭意見陳述の実施について

年 月 日付をもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、
下記2のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：

事件名：

2 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時

(2) 場所

3 保佐人の同伴

許可する場合

次の保佐人を同伴することを許可します。

（保佐人氏名）

許可しない場合

保佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

（注）口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

担 当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇